

浜坂温泉 加入金・料金 一覧表

◇温泉配湯加入金

種別		基本湯量	加入金
自家用	A	10 m ³	440,000円
	B	25 m ³	880,000円
営業用	特A	45 m ³	1,320,000円
	A	65 m ³	1,760,000円
	B	130 m ³	2,200,000円
	C	260 m ³	2,640,000円
団体用		300 m ³	2,200,000円



例：一般住宅の場合（自家用A）

4人家族

1ヶ月平均使用湯量 4～6 m³ 程度→4,400円（税込）

◇温泉配湯使用料（税込額）

種別		基本湯量	基本使用料金 （税込）	超過料金 円/ t			
自家用	A	10 m ³	4,400円/月	1～ 5 m ³ 以下	495円	5 m ³ 超過	1,100円
	B	25 m ³	9,900円/月	1～ 13 m ³ 以下	495円	13 m ³ 超過	1,100円
営業用	特A	45 m ³	16,500円/月	1～ 23 m ³ 以下	495円	23 m ³ 超過	1,100円
	A	65 m ³	23,100円/月	1～ 33 m ³ 以下	495円	33 m ³ 超過	1,100円
	B	130 m ³	44,000円/月	1～ 65 m ³ 以下	440円	65 m ³ 超過	1,100円
	C	260 m ³	77,000円/月	1～130 m ³ 以下	385円	130 m ³ 超過	1,100円
団体用		300 m ³	66,000円/月	1～150 m ³ 以下	330円	150 m ³ 超過	1,100円

◇その他手数料

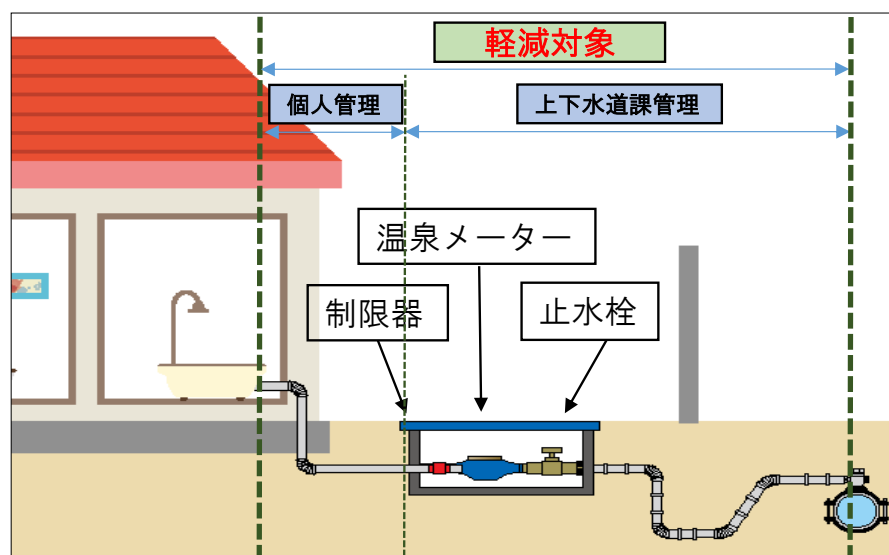
区分	手数料
新規供給許可申請手数料（1件につき）	500円
相続による名義変更手数料（1件につき）	200円
処分による名義変更手数料（1件につき）	100,000円

例：新規加入：500円

相続：500円+200円＝700円

売買：500円+100,000円＝100,500円

◇給湯装置



【問い合わせ先】

新温泉町役場 上下水道課

TEL 0796-82-3114（直通）

FAX 0796-82-2970

浜坂温泉 給湯装置設置工事費 軽減措置

軽減対象者

新しく浜坂温泉に加入し、加入金を納入した方です。

軽減額と加入者負担

給湯装置工事費（全体）から、軽減額（加入金を限度額とする）を差し引いた費用が、加入者負担となります。

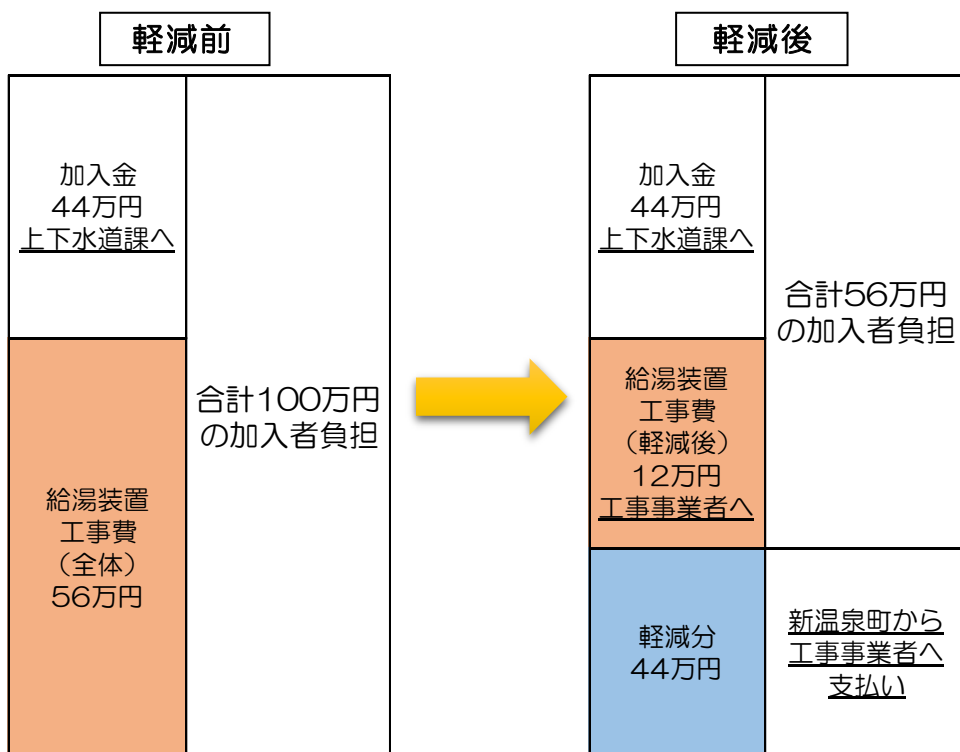
手続方法

- ①加入者から工事事業者へ給湯装置工事の見積を依頼します。
- ②工事事業者が給湯装置工事の申請書類と併せて、工事費（全体）の見積書を上下水道課へ提出します。
- ③軽減額の算出を上下水道課が行います。
- ④加入金の納付書発行に併せて、加入者に軽減額をお伝えします。
- ⑤給湯装置工事の完了後に、加入者が工事事業者に軽減後の工事費を支払います。
- ⑥工事事業者が、軽減分の工事費の請求書を上下水道課に提出します。
（添付書類：加入者が払った軽減後の工事費の領収書の写し）
- ⑦提出書類の確認後に、上下水道課から工事事業者へ軽減分の費用を支払います。

※加入金は温泉配湯加入金のことです。

◇加入者負担の例（軽減額の計算方法）

自家用A：加入金44万円、給湯装置工事費（全体）56万円 の場合



※給湯装置工事費（全体）が44万円以下の場合は、工事費の加入者負担はありません。